

帯広市休日夜間急病センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第27号

帯広市休日夜間急病センター条例の一部を改正する条例

帯広市休日夜間急病センター条例（昭和53年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「及び病床」を削り、同条第2項を削る。

別表中「入退院証明等」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。